

## ICT 建設機械等の認定申請の手続きについて (装置群の記載例)

### ○手続きの概要

申請のあった建設機械又は後付け装置群が、ICT 建設機械等の要件に適合することを認定します。ICT 建設機械等の認定を受けると、申請者は「認定表示」を ICT 建設機械等に付すことができます。

### ○申請者

基本は、ICT 建設機械等の 製作者 又は 販売業者 です。

ただし、建設機械等を調達し、独自に ICT 建設機械を製作し使用している建設機械の 賃貸業者 及び 使用者 の方の申請も可能です。

### ○提出書類

- ・ ICT 建設機械等認定申請書（様式第 1）
- ・ コンポーネントに関連する諸元表（様式第 2）
- ・ ICT 建設機械等の機能が搭載されていることが分かるカタログ、仕様書等
- ・ 認定表示の表示位置を記載した図面
- ・ 申請者以外の者が認定表示を ICT 建設機械等に付す場合は認定表示が正しく付されるよう必要な措置に関する具体的な方法を説明した資料

※その他に認定に際し必要な書面を求める場合があります

### ○提出先

国土交通省大臣官房参事官（イノベーション）グループ

施工企画室 ICT 建設機械等認定制度担当

hqt-ictkenki★mlit.go.jp

※「★」を「@」（半角）に置き換えてください。

様式 1

ICT 建設機械等認定申請書

202X年 XX月 XX日

国土交通省大臣官房  
参事官（イノベーション） 殿

氏名又は名称 株式会社国土交通  
(代表者の氏名) 代表取締役社長  
国交 太郎  
住 所 東京都千代田区霞が関 2-1-3

ICT 建設機械等の認定に関する規程第 3 の規定に基づき、下記のとおり ICT 建設機械等の認定を申請します。

記

1. 申請に係る建設機械又は装置群の規格

規格	名称及び型番	MLIT XXXXX (3DMG 後付け装置)
	申請に係る建設機械の種類又は申請に係る装置群が機能を付与する対象とする建設機械の種類	敷均し作業用機械 (ブルドーザ)
	呼称 (カタログ名)	MLIT2022ICT
	別表 1 に掲げる機能のうち搭載するもの	イ

2. 第 5 の規定による公表の際に合わせて公表を求める事項とその内容

事項の別	内容
事項ア	弊社 HP ( <a href="http://www. . . . .">http://www. . . . .</a> ) にて公表
事項イ	同上

申請者にて保証する精度確認方法がなければ「なし」でも可

担当者連絡先  
所 属：〇〇課  
氏 名：〇〇 〇〇  
電話番号：03-5253-XXXX  
E-mail：XXXX@XXX.XX

- 備考 (1) 日付は、本書面を提出した年月日とする。  
(2) 建設機械の種類には、第 2 第 3 項各号のうち該当するものを記載し、機械損料算定表の機械名称のうち適切な名称を末尾にかっこ書きで記載。  
(3) 呼称 (カタログ名) 欄には全ての呼称 (カタログ名) を記載すること。  
(4) 第 5 の規定による公表の際に合わせて公表を求める事項に係る内容を記載する場合、例えば HP に公表しているのであればその URL を記載するなど、公表内容を見た第三者が容易に申請者の公表する情報にアクセス出来るような記載内容とすること。

様式 2

別表 1 の機能を構成するコンポーネントに関連する諸元表

ベースマシン又は作業装置の位置等を測位するコンポーネントの測位方式、名称及び製作又は販売する者の名称	TS 又は RTK-GNSS ●●社又は■■社
機能イを構成するコンポーネントの名称及び製作又は販売する者の名称	モニタ端末 XXXX ●●社 ECU XXXX ●●社 IMU XXXX ●●社
機能イに加えることで機能ロを構成するコンポーネントの名称及び製作又は販売する者の名称	—
機能ハを構成するシステムの名称及び製作又は販売する者の名称	—
機能ニを構成するシステムの名称及び製作又は販売する者の名称	—
機能ホを構成するコンポーネントの名称及び製作又は販売する者の名称	—
機能ヘを構成するコンポーネントの名称及び製作又は販売する者の名称	—
申請に係る装置群が機能を付与する対象とする建設機械の種類、機種、名称及び型番並びに製作又は販売する者の名称	敷均し作業用機械、ブルドーザ、全ての型式、全てのメーカ

- 備考 (1) 作業装置の位置等を測位するコンポーネントの名称として記入する内容としては、カタログ名又は型番を網羅的に列挙するか、測位方式、製作等する者の名称が同一である限りにおいてそれらを総称する呼称を定めて記載してもよい。
- (2) 各機能を構成するコンポーネントとして最低限列挙する内容としては、モニタ端末等のユーザーインタフェイス、ECU等の演算装置、IMU等の作業装置の位置を計測するセンサ類、油圧バルブや油圧コントローラ等の作業装置の運動を制御する機器類のうち該当するものとする。
- (3) 各機能を構成するコンポーネントの名称として記入する内容としては、列挙したコンポーネントの細分としてカタログ名又は型番を網羅的に列挙するか、列挙したコンポーネントについて製作等する者が1種類しか提供していない場合又は複数の種類を製作若しくは販売してそのいずれを搭載したとしても核機能を満足する場合には、各コンポーネントを総称する呼称を定めて記載してよい。
- (4) コンポーネントが申請に係る建設機械又は装置群と一体不可分である場合、当該コンポーネントの製作等する者の名称に記載する者は、申請に係る建設機械又は装置群全体の品質確保に一義的な責任を有する者とし、その者とは申請者であると想定している。その場合は「自社製」と記載すればよい。一方、コンポーネント単体でも販売されている場合は、当該コンポーネントの製作等する者の名称には、当該コンポーネントの品質確保に一義的な責任を有する者の名称を記載すること。
- (5) 申請に係る装置群が機能を付与する対象とする建設機械の名称及び型番としては、次のように記載することとする。まずは、第2第3項各号で列挙されている建設機械の種類にその細分として国土交通省の建設機械等損料算定表の機械名称をかつこ書きで付記する形で、申請に係る装置群において該当するものを列挙する。その際、列挙した当該細分の文頭に両かつこの番号を順番に付す。次に、この列挙した当該細分毎に、建設機械の名称及び型番として、該当するカタログ名又は型番を網羅的に列挙するか、そのいずれに対して装置群を搭載したとしても各機能を満足する場合には、それらを総称する呼称を定めて記載してもよい。製作等する者の名称については、名称及び型番として記載した内容に付記すること。

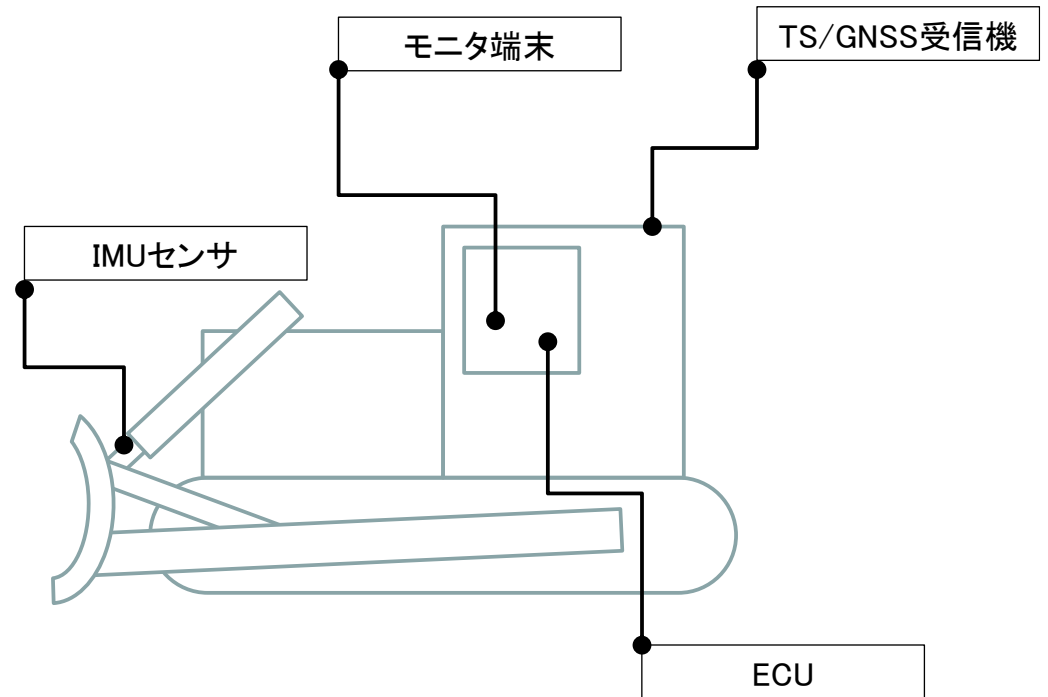
# ICT建設機械等の機能が搭載されていることが分かるカタログ等

MLIT XXXXX(3DMG後付け装置) (MLIT2022ICT)

## 機能の説明

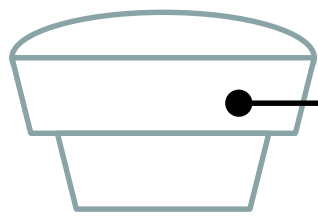
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXX。

## 機器構成

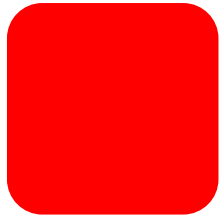
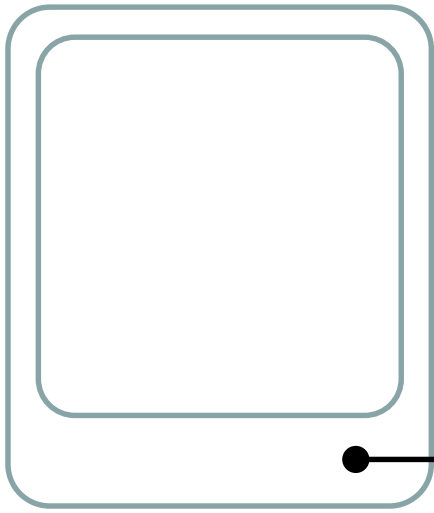


# 認定表示の表示位置を記載した図面

GNSS受信機



モニタ端末



GNSS受信機側面及びモニタ端末右下  
に表示  
(幅3cm程度のサイズ)